

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県が支給する雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金（以下「訓練手当」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(訓練手当の種類)</p> <p>第2条 訓練手当は、基本手当、技能習得手当及び寄宿手当とする。</p> <p>2 技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金の支給については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 県が支給する法第18条第2号の給付金は、基本手当、技能習得手当（受講手当及び通所手当とする。）及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）とする。</p>
<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>(1) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練</p> <p>(2) 職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）第1条に規定する職場適応訓練（以下「職場適応訓練」という。）</p> <p>(3) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練</p> <p>2 訓練手当は、前項に規定する者のほか、省令第2条第3項に規定する離農転職者であって、公共職業</p>	<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けているもの又は公共職業安定所長の指示により求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、雇用対策法施行規則第2条第3項に規定する離農転職</p>

能力開発施設の行う短期課程の職業訓練又は職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 基本手当は、前条に規定する者（以下「支給対象者」という。）が職業訓練を受ける期間（天災、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により職業訓練を受けなかった期間を含む。）の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が疾病又は負傷により引き続き14日を超えて職業訓練を受けなかった場合は、当該14日を超える期間については、支給しない。

2～4 略

(調整)

第9条 支給対象者が、次の各号に掲げる給付の支給を受ける場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、第1号から第4号までに掲げる給付（省令第2条第2項第1号及び第3号から第8号の3までのいずれかに該当する者にあつては、第1号に掲げる給付を除く。）の支給額が当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 略

(支給制限)

第10条 支給対象者が偽りその他不正の行為により法第18条の職業転換給付金又は前条第1項各号に掲げる給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しないことができる。

者であつて、公共職業能力開発施設の行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

(基本手当)

第4条 基本手当は、前条の規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が公共職業訓練又は職場適応訓練（以下「職業訓練」という。）を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が疾病若しくは負傷により引き続き14日を超える職業訓練を受けることができなかった場合は当該14日を超える期間又は天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかった場合は当該職業訓練を受けなかった期間については、支給しない。

2～4 略

(調整)

第9条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、その者が第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号及び第3号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)・(2) 略

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第33条の2の規定による失業保険金又は同法第33条の16の規定による給付

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 略

(支給制限)

第10条 訓練手当の支給を受けることができる者が偽りその他不正の行為により法第18条の職業転換給付金又は前条第1項各号に掲げる給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しないことができる。

<p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号)(以下「認定申請書」という。)を知事に提出しなければならない。<u>この場合において、その者が公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける場合にあつては公共職業能力開発施設の長を、その者が職場適応訓練を受ける場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、經由するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定より受給資格を有すると認定された者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、<u>速やかにその旨を知事に届け出るとともに、前項の受給資格認定書を提出しなければならない。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。</u></p> <p>4 略</p> <p>(訓練手当の支給)</p> <p>第12条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、毎月5日までに、前月分の訓練手当に係る訓練手当支給申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。<u>この場合においては、前条第1項後段の規定を準用する。</u></p>	<p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号)(以下「認定申請書」という。)を<u>当該職業訓練を行う施設の長(当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。)</u>を經由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定より受給資格を有すると認定された者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、<u>すみやかに、当該職業訓練を行う施設の長を經由して、その旨を知事に届け出るとともに、前項の受給資格認定書を提出しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(訓練手当の支給)</p> <p>第12条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、毎月5日までに、前月分の訓練手当に係る訓練手当支給申請書(様式第3号)を、<u>当該職業訓練を行う施設の長を經由して、知事に提出しなければならない。</u></p>
--	--

第2条 鳥取県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第11条関係)

その1

訓練手当受給資格認定申請書						
鳥取県知事 様						
年 月 日						
郵便番号						
申請者 ふりがな						
氏 名 Ⓜ						
電話番号						
訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。						
1	申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当
2	生年月日	年 月 日生(満 歳)				
申請		(入校前)				

者の 状 況	住所又は居所	(入校後)				
	3 扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）					
家 族 の 状 況	氏名	申請者と の続柄	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
			有・無	同・別		
			有・無	同・別		
			有・無	同・別		
4 求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 有・無（該当するものに○）						
	雇用保険求職者手当		国家公務員等失業者退職手当		生活保護	
	その他（ ）					
5 受講する職業訓練に関する事項						
受講する訓練（該当するものに○）		公共職業訓練	職場適応訓練	求職者支援訓練（認定職業訓練）		
(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自	・	・	
			至	・	・	
通所距離（ km）	通所手段（該当するものに○） 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他（ ）					
寄宿舎の入居状況（該当するものに○） 入居（ 年 月 日）・入居していない						
上記の申請者は、上記の職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設（公共職業安定所）の名称及び所在地 公共職業能力開発施設（公共職業安定所）の長の職氏名 印						
6 (適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)						
鳥 取 県 処 理 欄	(類似の手当の受給) (月額)		(受給期間) 自 年 月 日			
	有・無 ()		円 至 年 月 日			
	添付書類	受講指示書写し	手紙等の写し	通所届	入寮許可証等	
		口座振込書	雇用保険、生活保護等			
	区分	月額 (月額)	認定年月日	指 定 口 座		
	基本手当			金融機関名		
	受講手当			支店名		
通所手当			口座番号			
寄宿手当						
(備考)						

備考1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「5 受講する職業訓練に関する事項」中、公共職業能力開発施設（公共職業安定所）の長の証明の欄は、受講する訓練が求職者支援訓練（認定職業訓練）の場合には、使用しない。

その2

訓練手当受給資格認定申請書 (通所手当関係) 年 月 日
--

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

㊞

通所の開始年月日

年 月 日

通所手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概 算)	所 要 時 間 (概 算)	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗 車券等の 額	備 考
1		住居から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
2		から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
3		から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
4		から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
5		から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
6		から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	

他に利用できる交通機 関等の名称及び利用区 間等	総通所距離 (概算)	キロメートル .
	総所要時間 (概算)	時間 分 .
	平均 1 箇月間の運賃等の負 担額	円

通所経路略図 (経路朱線)

※ 経 由 機 関 等 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 非該当 理由	順 路	算出の基礎となる交通機関等 交通機関等の 利 用 区 間 名称	定期券・回数 券その他の別	1 箇月の運賃等 の額	
		1			円	
		2			円	
		3			円	
		4			円	
		5			円	
					円	
		1 箇月の運賃等の額の総額				円

上記とおり受け付けた申請書を確認し、送付します。

年 月 日

訓練を行う公共職業能力開発施設 (公共職業安定所) の名称及び所在地
公共職業能力開発施設 (公共職業安定所) の長の職氏名

印

- 備考1 この申請書には通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 3 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自動車、鉄道〇〇線等の別を記入すること。
 - 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別に記入すること。
 - 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。
 - 6 「備考」欄には、定期券をもたない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。
 - 7 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入すること。
 - 8 ※印の欄には記入しないこと。
 - 9 公共職業能力開発施設（公共職業安定所）の長の記名押印は、受講する訓練が求職者支援訓練（認定職業訓練）の場合には、不要とする。
 - 10 受講する訓練が求職者支援訓練（認定職業訓練）の場合であって、企業実習に伴う訓練場所の変更がある場合においては、当該企業実習の期間並びに実習先企業の名称及び所在地について証する書面を添付すること。

様式第2号中「訓練を受けている施設の長（職場適応訓練にあつては管轄公共職業安定所の長）を経由して」を削り、「届け出ること。」の次に「この場合において、公共職業訓練を受けている場合にあつては公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受けている場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、経由するものとする。」を加える。

様式第3号を次のように改める。

訓練手当支給申請書(公共職業訓練・職場適応訓練用)

(年 月分)

年 月 日
鳥取県知事 様

下記のとおり訓練手当の支給を申請します。

記

氏名 ㊟	期間： 職業訓練 が 行 な れ た 日 数	年 月 日 ~ 年 月 日			内 容						合計額				
		職業訓練を受けなかった日数		職業訓練を受けた日数	家族と別居して宿泊していない日数	基本手当		受講手当		通所手当		寄宿手当		当月支給額	保留額
		やむを得ない理由による日数				日数	金額	日数	金額	日数	金額	日数	金額		
		やむを得ない理由による日数		日数	円	日数	円	日数	円	日数	円	日数	円	日数	円

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練を行う公共職業能力開発施設(公共職業安定所)の名称及び所在地
公共職業能力開発施設(公共職業安定所)の長の職氏名



備考 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

訓練手当支給申請書（求職者支援訓練（認定職業訓練）用）
（ 年 月分）

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所
氏 名 印

下記のとおり訓練手当の支給を申請します。

支給申請内容	期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	訓練が行われなかった日数		日	
	訓練を受けなかった日数	やむを得ない理由による日数		日
		うち、連続して14日を超えた日数		日
		やむを得ない理由のない日数		日
	訓練を受けた日数			日
家族と別居して寄宿していない日数			日	
添付書類（やむを得ない理由を証明する証明書等）	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

手当内訳	基本手当	日数		日
		日額		円
		金額		円
	受講手当	日数		日
		日額		円
		金額		円
	通所手当	日数		日
		月額		円
		金額		円
	寄宿手当	日数		日
		月額		円
		金額		円
合計額			円	
当月申請額			円	
保留額			円	

求職者支援訓練施設による受講証明

右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1) 職業訓練が行われなかった日 =印（取消線） (2) 職業訓練を受けなかった日 ×印 (3) 職業訓練の訓練期間ではない日 /印（斜線）	月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31				

特記事項

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練を行う施設の名称及び所在地
訓練を行う施設の長の職氏名 印

備考 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る訓練手当の支給について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。